

埼玉労働局

改正育児・介護休業法説明会



従業員数が100人以下の事業主の皆様！！
平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます！！
就業規則の見直しはお早めに！！

従業員数が100人以上の事業主の皆様、新しく人事労務担当者になった方も参加いただけます

- <日時> ① 平成24年4月23日(月)
② 平成24年5月23日(水)
③ 平成24年6月20日(水)
14:00~16:00(3回共通)

詳細は埼玉労働局HP
をご覧ください！！
<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

<会場> 埼玉労働局 雇用保険説明会場 (3回共通)
さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー14階
TEL: 048-600-6210

<募集> 150名(いずれも先着順)

<申込み> 埼玉労働局雇用均等室へFAX(申込書は裏面)

- <内容> (1) 改正育児・介護休業法の全面施行に伴う規定整備について
(2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度について
(3) 仕事と家庭の両立を支援する助成金制度について

※ 研修会終了後個別相談に応じます。現行の就業規則等をお持ちください。

<改正のポイント>

これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数100人以下の事業主にも適用になります。

- ①短時間勤務制度
- ②所定外労働の制限
- ③介護休暇



お問い合わせ・お申し込み

埼玉労働局 雇用均等室

TEL: 048-600-6210 FAX: 048-600-6230